

令和元年6月11日

第15回青森市農業委員会 月例総会議事録

青森市農業委員会

1. 開会年月日 令和元年6月11日（火曜日） 午後2時00分
2. 開会場所 柳川庁舎2階 大会議室
3. 閉会年月日 令和元年6月11日（火曜日） 午後2時54分

4. 議案

- 議案第75号 農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について
 議案第76号 農地法第5条第1項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について
 議案第77号 農用地利用集積計画の決定について
 議案第78号 農用地利用集積計画の決定等について（農地中間管理権の取得）
 議案第79号 令和元年度東青地区農業委員会大会への提出要望について
 議案第80号 令和元年度東青地区農業委員会大会スローガンについて

- 報告第48号 農地法第4条第1項第7号の規定による転用届出の受理について
 報告第49号 農地法第5条第1項第6号の規定による転用届出の受理について
 報告第50号 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について

5. 農業委員出席者の番号及び氏名

1番 秋谷 進	2番 穴水 佳行	3番 一戸 昭憲
4番 大柳 壽憲	5番 鎌田 清勝	6番 鎌田 政永
7番 工藤 隆志	8番 窪寺 洋志	9番 高坂 繁光
10番 齊藤 光朗	11番 佐藤 紘一	12番 澤田 今日一
13番 堤 武久	14番 奈良岡 めぐみ	15番 西澤 清光
16番 西塚 伸	17番 福士 修身	18番 福田 公夫
19番 安田 昌樹		

6. 農業委員欠席者の番号及び氏名

なし		
----	--	--

7. 農地利用最適化推進委員出席者の番号及び氏名

1番 工藤 努	2番 澤田 秀一	3番 工藤 榮
4番 工藤 隆正	6番 風晴 繁雄	7番 山内 洋一
10番 佐藤 量一	11番 小泉 作郎	13番 石川 正光
14番 豊川 明子	16番 天内 輝明	17番 三上 紘史
18番 出町 鉄昭		

8. 農地利用最適化推進委員欠席者の番号及び氏名

5番 木立 忠徳	8番 山田 正樹	9番 木立 れい子
12番 斉藤 直美	15番 野呂 正幸	19番 成田 貴吉

9. 会議に従事した職員の職氏名

事務局 長	三上 正俊	事務局 次長	竹内 芳
浪岡 分室 長	坂本 公平	主 幹	櫻田 正
主 幹	堀内 和之	主 査	福士 和年
主 査	工藤 武	主 事	舘岡 進太郎

10. 農業委員及び推進委員以外の出席者



11. 議事の概要

(開会、議事録署名、会期)

○議長（西澤清光会長職務代理者）

それでは、ただ今から、第15回青森市農業委員会月例総会を開会します。

○議長（西澤清光会長職務代理者）

これより会議に入りますが、事務局から出席状況の報告を求めます。

○事務局次長

青森市農業委員会農業委員19名中19名が出席しております。なお、推進委員の方は、13名が出席しております。以上でございます。

○議長（西澤清光会長職務代理者）

ただいま、事務局から報告がありましたとおり過半数以上の委員が出席しておりますので、本総会は成立いたします。

あらかじめ私から皆様をお願いいたしますが、月例総会での発言は、挙手、起立のうえ、議席番号及び氏名を告げて、議長の許可を得てからとなりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（西澤清光会長職務代理者）

続きまして、議事録署名者を指名いたします。18番福田公夫委員、19番安田昌樹委員の両委員を指名したいと思います。これにご異議ございませんか。

○各委員
(異議なし)

○議長(西澤清光会長職務代理者)
異議なしと認め、両委員にお願いします。

○議長(西澤清光会長職務代理者)
引き続き会期を定めます。会期は、今日1日と決することにご異議ございませんか。

○各委員
(異議なし)

○議長(西澤清光会長職務代理者)
異議なしと認め、会期は今日1日と決定いたします。

○議長(西澤清光会長職務代理者)
ただいまより議案審議に入ります。議案第75号を議題とします。事務局、議案朗読及び説明をお願いいたします。

(事務局次長 議案のみ朗読)

○事務局

説明させていただきます。本案は、農地の耕作を目的とする所有権移転が6件、賃貸借権設定が2件そして使用貸借権設定が1件の合計9件でございます。個別の内容につきましては、議案書の2ページから4ページに記載しております。

それでは、個別の内容につきましては、要約して説明させていただきます。一番左の欄に申請番号、右から二つ目の欄に申請事由が記載されています。まず、所有権80から81ですが、こちらは、労力不足のため、経営規模を拡大したい受入へ売却するものでございます。次に所有権82ですが、こちらは、県外在住で耕作できないため、自作地を拡張したい受入へ売却するものです。次のページ、所有権83については、所有権移転の当事者は親戚同士になっており、新規就農です。次に所有権84から85、そして賃貸借権96から4ページ目にあります賃貸借権97でございますが、こちらは、労力不足のため、経営規模を拡大したい受入へ賃借するものです。次に、使用貸借権13については、労力不足のため、新規に就農する借入へ使用貸借権を設定するものです。

これらはいずれも、農地法第3条第2項各号に規定する不許可要件に該当しないものと判断しております。農地法第3条第2項各号に規定する不許可要件に関する調査内容につ

きましては、お手元に配付している「調査書」のとおりであります。ご審議のほどよろしく
お願いいたします。以上です。

○議長（西澤清光会長職務代理者）

これより、2 ページの所有権移転の申請番号 80 番の審議を行うにあたり、高坂繁光委員
が議事参与の制限を受けますので、同委員の退席を求めます。

（高坂繁光委員 退席）

○議長（西澤清光会長職務代理者）

これより、所有権移転の申請番号 80 番について審議を行います。質問・意見のある委員
は述べてください。

○各委員

（意見なし）

○議長（西澤清光会長職務代理者）

無いようですので、所有権移転の申請番号 80 番について、ご異議ありませんか。

○各委員

（異議なし）

○議長（西澤清光会長職務代理者）

異議なしと認め、許可することに決定します。高坂繁光委員を入場させてください。

（高坂繁光委員 入場）

○議長（西澤清光会長職務代理者）

次に 3 ページ目の所有権 83 を審議しますが、申請者は新規就農の方です。本日は、申請
者ご本人がお見えになっておりますので、事情をお聞きの上、ご審議お願いします。では、
申請者である●●●●さんを入場させてください。

（●●●●氏 入場）

○議長（西澤清光会長職務代理者）

では●●さん、まず簡単に自己紹介と申請に至った理由等をお願いいたします。

○●●●●氏

●●●●と申します。私この度ですね、取得しようとしている農地は、親戚である●●●●氏から借りて実家の母が野菜を作付けしておりましたけども、それを私が休日を利用して手伝っていたものですが、本年の3月の定年退職を機にこの農地を借りていたのを譲り受ける。そして私が中心となって耕作をすることになったというものであります。

○議長（西澤清光会長職務代理者）

それでは、●●●●さん、これからどのようにして農業を経営していくのかなど、いろいろお聞きしたいので、よろしく願いいたします。質問・意見のある委員は述べてください。質問・意見ございませんか。

○1番（秋谷進委員）

はい。

○議長（西澤清光会長職務代理者）

はい、秋谷委員。

○1番（秋谷進委員）

1番秋谷です。本日はよろしく願いします。約5反の作付けする作物は馬鈴薯とねぎですか。

○●●●●氏

ねぎを中心にして作付けしてみたいと考えております。馬鈴薯とかは、そんなに多くないと思います。中心はねぎというふうに。

○1番（秋谷進委員）

ねぎの作付けは今までもやってきた経験はあるのでしょうか。

○●●●●氏

出荷するほどでは無いんですけども少し。まあ手伝い程度でやっていたので。

○1番（秋谷進委員）

これから本格的にやろうという感じですか。

○●●●●氏

そうです。

○1 番（秋谷進委員）

あの、これ借りないで取得、買う予定ですか。

○●●●●氏

買う予定です。

○1 番（秋谷進委員）

頑張ってくださいと思います。

○議長（西澤清光会長職務代理者）

その他、質問・意見等ありませんか？

○12 番（澤田今日一委員）

はい。

○議長（西澤清光会長職務代理者）

はい、澤田委員。

○12 番（澤田今日一委員）

12 番澤田です。座ったままでお願いします。●●さんの事はだいたい私はわかっているつもりですが、お母さんは確か花とかもやっていたよね。

○●●●●氏

前は。今は花は弟がちょっとだけ。

○12 番（澤田今日一委員）

ちょっとだけ。ああそうなんだ。まあ、基本もわかっているし、それで機械も今までおばあちゃん達がやっていたので、経験というか、そういうのもあるし、機械もあると思うので、頑張って土地を取得して、頑張ってもう一回、●●さんの名前を村に響かせて下さい。期待しています。以上です。

○議長（西澤清光会長職務代理者）

その他、質問・意見ございませんか。

○各委員

（意見なし）

○議長（西澤清光会長職務代理者）

それでは、●●●●さん、審議の結果については、後日事務局から連絡いたします。本日はお疲れ様でした。

（●●●●氏 退場）

○議長（西澤清光会長職務代理者）

次に4ページ目の使用貸借権13を審議しますが、この申請者も、新規就農の方です。本日は、申請者ご本人がお見えになっておりますので、事情をお聞きのうえ、ご審議願います。

それでは、申請者である●●●●さんを入場させてください。

（●●●●氏 入場）

○議長（西澤清光会長職務代理者）

●●さん、まず簡単に自己紹介と申請に至った理由等をお願いいたします。

○●●●●氏

浪岡の福田に住んでおります、●●と申します。りんごをやるきっかけは、私3年位前から友人と一緒にりんごを作ってたいて、いつまでも一緒というわけにもいかないですし、自分の園地が欲しいという事で申請しました。りんごを作ってたいて3年でほとんどわからないもので、周りのりんご農家の皆さんから色々教えていただき、今現在やっている段階であります。今日はよろしくをお願いいたします。

○議長（西澤清光会長職務代理者）

それでは、●●●●さん、これからどのようにして農業を経営していくのかなど、いろいろお聞きしたいので、よろしく願います。質問・意見のある委員は述べてください。

○10番（齊藤光朗委員）

はい。

○議長（西澤清光会長職務代理者）

はい、齊藤委員。

○10番（齊藤光朗委員）

10番齊藤ですけれども、まずは友達とりんご作りして3年という事なんですけれども、私も最近若い人と関わっているんですけれどもりんご作りが一番難しいのは剪定だと思う

んですけれども、剪定の方はどのようにするのか。あと、共防で薬剤散布するということなんですけれども、その共防に新しく入るのか、前任者が入っていたのでそのまま入るのかと、あと、私農協の理事をやっているんですけれども、りんごの出荷先はどのように考えているのかその辺聞きたい。

○●●●●氏

一番最初は、わかっているところから説明します。りんご作りで一番難しいのは確かに剪定ではありますけれども、決して剪定だけでは無いと思います。私、実際剪定はできません。できませんというより、今勉強している最中でありまして。剪定はどうしても冬場 2 から 3 月、4 月にかけて行うのが適当だとは言われておりますが、私あの仕事柄、冬場、役所の除雪の方を請負いまして、3 月いっぱいまではなかなか身動きとれないと、天気が悪くても畑でなかなか作業する訳にも行かないですし、急遽連絡が来れば出動しなければいけないと、これが役所の仕事のちょっときついところでありまして。あとそれから、スプレーヤーが共防組合の方に所属しておりまして、加入するにあたっては大きい加入金とられました。今考えてみると前の人も同じところでやっていたんだけれども、何かおかしいなとは思っていたんですが、ただあの、なにせ初めてなものですから先輩達に言われるとなかなか反発もできないと、このとおり私無口なものですから反発もできなくて素直にお金を払って加入させて頂いているというところでありまして。あとりんごの出荷は今まで農協、ほとんど。ただ、この前農協からふじの、ふじで無くて王林か。王林の精算来た時、がっかりしました。というのは、大玉 2 箱出したんだけれども、検査料で 1 箱 1,800 円から 2,000 円くらい取られていた。手元に残ったのは大玉 2 つで、皆さん結構分かっているかと思うけれども、手取りで 2,000 か 3,000 円くらいは貰ったでしょうと思うんですけれども、2 箱だして 241 円でした。私、加工に出してでも 1 箱 600 円 700 円は頂きました。やっと出した時にはりんごの品物が悪くて、まあ王林の場合でしたけれど星付いていたから機械にかける前に箱見た時に分かったんでしょうね。星付いているからほとんど売り物にはならないよと。加工になるからどうしますかと。加工に入れますか。引き取りますか。というふうな連絡を受けました。一回出した、出してしまったものを引き上げる訳にもいかないですし、加工で出しましたけれども、今回はそういう連絡もなく 241 円の清算が来まして。がっかりしているところでありまして。まあこれは農協の理事さんが結構おりますけれども、そここのところ、きちっと説明して頂ければ引き続き農協の方にも。そしてまた、私の先輩達、隣近所の人達が業者さんの方にも出している。農協よりも業者さんの方がいいのかなと、多少そここのところ今悩んでいるところでありまして。以上であります。

○議長（西澤清光会長職務代理者）

その他、質問・意見等ございませんか。

○各委員
(意見なし)

○議長(西澤清光会長職務代理者)

ないようですので、それでは、●●●●さん、審議の結果については、後日事務局から連絡いたしますので、よろしくをお願いします。本日はお疲れ様でした。

(●●●●氏 退場)

○議長(西澤清光会長職務代理者)

これより、議事参与制限があった所有権 80 番を除く本案について審議を行います。質問・意見のある委員は述べてください。

○各委員
(意見なし)

○議長(西澤清光会長職務代理者)

無いようですので、議事参与制限があった所有権 80 番を除く本案について、許可することにご異議ございませんか。

○各委員
(異議なし)

○議長(西澤清光会長職務代理者)

異議なしと認め、許可することに決定します。

○議長(西澤清光会長職務代理者)

議案第 76 号を議題とします。事務局、議案朗読及び説明をお願いします。

(事務局次長 議案のみ朗読)

○事務局

説明させていただきます。本案は、いずれも農地転用を目的として、所有権移転に関する許可申請が 2 件、賃貸借権設定に関する許可申請が 1 件と、合計 3 件となっております。所有権移転のうち、青森地区の都市計画区域外が 1 件、浪岡地区の非線引都市計画区域内が 1 件となっております。賃貸借権設定については、浪岡地区の非線引都市計画区域内となって

おります。

それでは、今回の転用案件について、「◎転用案件説明」に基づき、ご説明させていただきます。まず、右上に議案第 76 号関係資料 1 と記載している資料をご覧ください。案内略図①受理番号 32 と記載されていますが、申請地、申請人、転用目的は記載のとおりです。申請概要につきましては、別紙のとおりと記載しておりますけれども、これは裏面から付けてございます。裏面 2 ページ目が許可申請書、3 ページ目が案内図、4 ページ目が詳細な案内図、5 ページ目が法務局の地図、6 ページ目が農業振興地域の農用地区域の地図、黄色で色づけされている所が農用地区域でございます。7 ページ目が土地利用計画図、8 ページ目が農地転用計画書、こちらの農地転用計画書には転用目的、転用する土地を選定した理由、申請土地を転用することにより、近隣の農作物等に被害を及ぼす恐れはないか、あると予想される場合はその防除施設の概要、転用する面積を必要とする理由等が記載されてございます。続きまして 9 ページ目が土地の登記簿謄本、10 ページから 11 ページ目が法人の登記簿となっております。

議案第 76 号関係資料と記載しました 1 ページ目に戻っていただきたいと思っております。それでは許可基準からみた本案件の判断について述べさせていただきます。まず、立地基準でございますが、申請地は農用地区域内農地と判断されます。農用地区域内の農地については、農地転用は原則不許可ですが、「市町村が定める農業振興地域整備計画における農用地利用計画において指定された用途に供する場合」には例外的に許可できるものとされておりまして、申請地については、今年 4 月の月例総会におきまして、青森農業振興地域整備計画におきます農用地利用計画の変更について審議され、了承を得た後、同月下旬に計画の変更手続きが完了しております。所管は浪岡にあります農林水産部農業政策課の方で手続きを行ったものでございます。この変更手続きが行われたことにより、この申請地は「乾燥・調製施設」の建設の用に供されるものとされましたので、転用目的があつていることから、許可条件にあつております。次に、一般基準でございますが、ここに記載しているとおおり、①から⑦までの項目につきましては、事務局で申請内容等を精査いたしまして、問題ないものと考えてございます。また建物の規模につきましても、建ぺい率が約 29%となっており、県の基準の 20%以上を満たしております。以上のことから、立地基準と一般基準を満たしていると考えられます。

次に、右上に議案第 76 号関係資料 2 と記載されている資料をご覧ください。案内略図②受理番号 33 番と記載されておりますが、申請地、申請人、転用目的は記載のとおりです。申請概要につきましては、別紙のとおりと記載しておりますけれども、これは裏面から付けてございます。裏面 2 ページ目が許可申請書、3 ページ目が農業振興地域内の農用地区域の地図を兼ねた案内図、4 ページ目が案内図、5 ページ目が土地平面図、これは二つの字界にまたがる法務局の地図をつなぎあわせたものでございます。6 ページ目が土地利用平面図、7 ページ目が農地転用計画書、こちらの農地転用計画書には転用目的、転用する土地を選定した理由、申請土地を転用することにより、近隣の農作物等に被害を及ぼす恐れはないか、

あると予想される場合はその防除施設の概要、転用する面積を必要とする理由等が記載されてございます。続きまして8ページ目が土地の登記簿謄本となっております。

議案第76号関係資料2と記載した1ページ目に戻っていただきたいと思います。それでは許可基準からみた本案件の判断について述べさせていただきます。まず立地基準でございますが、申請地は、おおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地区域にあることから、第1種農地と判断されます。第1種農地と捉えられますと、農地転用は原則不許可ですが、例外的に、「住宅や居住する者の日常生活上必要な施設等であって、集落に接続して設置される」場合は許可できるものとされております。申請地は一般住宅の建築が転用目的であり、位置として下十川の集落に接続していると見られるため、その許可条件にあてはまるものでございます。次に、一般基準でございますが、ここに記載しているとおり、①から⑦までの項目につきましては、事務局で申請内容等を精査いたしまして、問題ないものと考えてございます。また建物の規模につきましても、建ぺい率が約20.22%となっており、県の基準の20%以上を満たしております。以上のことから、立地基準と一般基準を満たしていると考えられます。

引き続きまして、右上に議案第76号関係資料3と記載している資料をご覧ください。案内略図③受理番号34番と記載されていますが、申請地、申請人、転用目的は記載のとおりです。申請概要につきましては、別紙のとおりと記載しておりますけれども、これは裏面から付けてございます。裏面2ページ目が許可申請書、3ページ目が浪岡地区の都市計画図を兼ねた案内図、4ページ目が詳細な案内図、5ページ目が公図と兼ねた土地利用計画図、6ページ目が詳細の土地利用計画図、7ページ目が農地転用計画書、こちらの農地転用計画書には転用目的、転用する土地を選定した理由、申請土地を転用することにより、近隣の農作物等に被害を及ぼす恐れはないか、あると予想される場合はその防除施設の概要、転用する面積を必要とする理由等が記載されてございます。続きまして8ページ目が土地の登記簿謄本、9ページから12ページが法人登記簿となっております。

議案第76号関係資料3と記載した1ページ目に戻っていただきたいと思います。それでは許可基準からみた本案件の判断について述べさせていただきます。まず、立地基準でございますが、申請地は、都市計画上の用途地域内、これは第1種住居地域となっております。その地域内にありますことから、第3種農地と判断されます。第3種農地と捉えられますと、農地転用は許可できるものとされております。次に、一般基準でございますが、ここに記載しているとおり、①から⑦までの項目につきましては、事務局で申請内容等を精査いたしまして、問題ないものと考えてございます。以上のことから、立地基準と一般基準を満たしているものと考えられます。それでは、ご審議のほどよろしくお願いいたします。以上です。

○議長（西澤清光会長職務代理者）

これより、5ページの申請番号32番の審議を行うにあたり、工藤隆志委員が議事参与の

制限を受けますので、同委員の退席を求めます。

(工藤隆志委員 退席)

○議長（西澤清光会長職務代理者）

これより、申請番号 32 番について審議を行います。質問・意見のある委員は述べてください。

○各委員

(意見なし)

○議長（西澤清光会長職務代理者）

ございませんか。本案について、許可相当の意見を付し、県知事へ送付することにご異議ございませんか。

○各委員

(異議なし)

○議長（西澤清光会長職務代理者）

異議なしと認め、そのように決定します。工藤隆志委員を入場させてください。

(工藤隆志委員 入場)

○議長（西澤清光会長職務代理者）

これより、議事参与制限があった申請番号 32 番を除く本案について審議を行います。質問、意見のある委員は述べてください。

○各委員

(意見なし)

○議長（西澤清光会長職務代理者）

ございませんか。無いようですので、申請番号 32 番を除く本案について、許可相当の意見を付し、県知事へ送付することにご異議ございませんか。

○各委員

(異議なし)

○議長（西澤清光会長職務代理者）

異議なしと認め、そのように決定します。

○議長（西澤清光会長職務代理者）

議案第 77 号、78 号は関連がありますので一括審議の議題とします。事務局、議案朗読及び説明をお願いします。

（事務局次長 議案のみ朗読）

○事務局

説明させていただきます。本案の農用地利用集積計画（案）は、所有権移転が 3 件、利用権設定が 9 件、集積計画の面積は、所有権移転が 9,013 m²、利用権設定が 86,237 m²となっております。個別の内容につきましては、所有権移転の案が 6 ページ、利用権設定の案が 7 ページから 11 ページに記載しております。これら農用地利用集積計画（案）につきましては、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各号を満たしていると判断しております。なお、7 ページから 11 ページの議案第 78 号分につきましては、青森県農地中間管理機構が利用権の設定を受けるもので、農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項により、当該農用地利用集積計画案の決定後における農地中間管理機構の転貸予定内容に対する意見も求められております。それでは、ご審議のほどよろしくお願いいたします。以上です。

○議長（西澤清光会長職務代理者）

これより、6 ページの所有権移転の申請番号 67 番の審議を行うにあたり、工藤隆志委員が議事参与の制限を受けますので、同委員の退席を求めます。

（工藤隆志委員 退席）

○議長（西澤清光会長職務代理者）

これより、所有権移転の申請番号 67 番について審議を行います。質問・意見のある委員は述べてください。

○各委員

（意見無し）

○議長（西澤清光会長職務代理者）

質問・意見ございませんか。所有権移転の申請番号 67 番についてご異議ございませんか。

○各委員
(異議なし)

○議長(西澤清光会長職務代理者)
異議なしと認め、そのように決定します。工藤隆志委員を入場させてください。

(工藤隆志委員 入場)

○議長(西澤清光会長職務代理者)
次に 8 ページの利用権設定の申請番号 116 番の審議を行うにあたり、大柳壽憲委員が議事参与の制限を受けますので、同委員の退席を求めます。

(大柳壽憲委員 退席)

○議長(西澤清光会長職務代理者)
これより、利用権設定の申請番号 116 番について審議を行います。質問・意見のある委員は述べてください。

○各委員
(意見無し)

○議長(西澤清光会長職務代理者)
利用権設定の申請番号 116 番についてご異議ございませんか。

○各委員
(異議なし)

○議長(西澤清光会長職務代理者)
異議なしと認め、そのように決定します。大柳壽憲委員を入場させてください。

(大柳壽憲委員 入場)

○議長(西澤清光会長職務代理者)
次に 11 ページの利用権設定の申請番号 121 番の審議を行うにあたり、天内輝明委員が議事参与の制限を受けますので、同委員の退席を求めます。

(天内輝明委員 退席)

○議長（西澤清光会長職務代理者）

これより、利用権設定の申請番号 121 番について審議を行います。質問・意見のある委員は述べてください。

○各委員

(意見なし)

○議長（西澤清光会長職務代理者）

ございませんか。無いようですので、利用権設定の申請番号 121 番についてご異議ございませんか。

○各委員

(異議なしの声)

○議長（西澤清光会長職務代理者）

異議なしと認め、そのように決定します。天内輝明委員を入場させてください。

(天内輝明委員 入場)

○議長（西澤清光会長職務代理者）

これより、議事参与制限があった申請番号 67 番、116 番及び 121 番を除く本案について審議を行います。質問・意見のある委員は述べてください。

○各委員

(意見なし)

○議長（西澤清光会長職務代理者）

ございませんか。無いようですので、議事参与制限があった申請番号 67 番、116 番及び 121 番を除く本案について、計画書のとおり決定及び農地中間管理機構の転貸予定内容にご異議ございませんか。

○各委員

(異議なし)

○議長（西澤清光会長職務代理者）

異議なしと認め、当該計画は決定とし、当該転貸予定内容については異議なしといたします。

○議長（西澤清光会長職務代理者）

次に議案第 79 号を議題とします。事務局、議案朗読及び説明をお願いします。

（事務局次長 議案のみ朗読）

○事務局

それではまず、使用する資料ですが、表紙に「議案第 79 号～第 80 号関係資料一覧表」と記載された資料になります。よろしいでしょうか。議案第 79 号の令和元年度東青地区農業委員会大会要望案については、5 月 30 日を締切として農業委員の皆さんから案を募集した結果、鎌田政永委員から提案が 1 件ございましたので、それに加えて、昨年 12 月、意見交換会でいただいた意見を踏まえた要望 1 件加えて計 2 件を、委員の皆さんにご審議いただき、要望案として決定していただきたいと思っております。本日、青森市としての要望案が決定すれば、7 月上旬に開催予定の東青地区連絡協議会運営協議会において、東青地区各町村からの要望案と併せて協議いたします。その後、7 月 24 日に蓬田村で開催される東青地区農業委員会大会での提案・決議を経て、県、東青地域県民局との意見交換会、さらには、県選出国會議員への要望活動を行うこととしております。

それでは、要望案の説明に入ります。資料 1 ページをご覧ください。要望案 1「農業後継者の確保に必要な支援の充実について」ですが、鎌田政永委員からの提案で、離農が進むりんご農家が求める補助に関する要望が 2 点ございます。

1 点目は「スピードスプレーヤーの導入に伴う補助事業の創設」に関する県への要望で、導入にあたり国の補助事業は活用できるものがあるものの、補助対象になる要件として人・農地プランへの位置付けが必要であるほか、毎年要件が変わるなどの理由から、高齢の農家に対しても支援が可能となる県単独での補助事業を求めるものです。

2 点目は、「防風網の整備・張替に対する補助」に関する要望で、国の補助事業は新たに防風網を設置する場合は対象となっておりますけれども、設置費用が高額であることや、網の「張替え」については補助対象外であるため、市のあおり産品支援課が限られた予算の中で単独で補助をしている状況であることから、「張替え」の追加と補助率のアップによる支援の強化を要望する内容となっております。この要望案 1 については、1 点目は県に対する要望、2 点目は国に対する要望となりますので、東青大会で決議された後は、県・国への要望の際に内容をそれぞれ調整して要望するということとなります。

それでは続いて資料 2 ページをご覧ください。要望案 2 です。こちらは「農地の基盤整備促進について」の要望となります。提案内容に記載のとおり、昨年 12 月に開催した意

見交換会においても、基盤整備に関して多くの意見があり、市内各地区において説明会等の動きも出てきているようです。その背景には、耕作放棄地の問題、水路の確保、担い手不足など農地利用の最適化の推進における課題が存在しており、これらの課題の解決には基盤整備は欠かせない手段であることから、十分な予算の確保と要件の緩和による取り組みやすい事業を要望するものです。事務局からの説明は以上です。

○議長（西澤清光会長職務代理者）

これより、本案について審議いたします。質問・意見のある委員は述べてください。

○各委員

（意見なし）

○議長（西澤清光会長職務代理者）

質問・意見ございませんか。無いようですので、本案について、この要望案のとおり提出することにご異議ございませんか。

○各委員

（異議なし）

○議長（西澤清光会長職務代理者）

ご異議なしと認め、この要望案のとおり提出することを決定いたします。

○議長（西澤清光会長職務代理者）

次に議案第 80 号を議題とします。事務局、議案朗読及び説明をお願いします。

（事務局次長 議案のみ朗読）

○事務局

それでは資料の 3 ページをご覧ください。スローガン案について 2 本掲載しておりますが、こちらは皆さんの方から募集した結果、提案がございませんでしたので、事務局からの案として掲載しております。スローガンについても要望と同じく、東青地区各町村から出されたものを東青地区運営協議会において何本かを選び、東青大会に提案することになります。青森市からは、本案のとおり 2 本を提案したいと考えております。事務局からの説明は以上です。

○議長（西澤清光会長職務代理者）

これより、本案について審議いたします。質問・意見のある委員は述べてください。

○各委員

（意見なし）

○議長（西澤清光会長職務代理者）

無いようですので、本案について、このスローガン案のとおり提出することにご異議ございませんか。

○各委員

（異議なし）

○議長（西澤清光会長職務代理者）

異議なしと認め、このスローガン案のとおり提出することを決定いたします。

○議長（西澤清光会長職務代理者）

次に、報告第 48 号を議題とします。事務局説明願います。

（分室長 報告のみ朗読）

○事務局

説明させていただきます。本案は、青森地区市街化区域内の自己所有農地の転用届出で 2 件でございます。青森市農業委員会事務処理規程第 7 条第 1 項第 6 号の規定に基づき、受理通知書交付済でございます。

○議長（西澤清光会長職務代理者）

事務局説明のとおりでありますので、ご了承願います。

○各委員

（了承）

○議長（西澤清光会長職務代理者）

報告第 49 号を議題とします。事務局説明願います。

（分室長 報告のみ朗読）

○事務局

説明させていただきます。本案は、青森地区市街化区域内農地の所有権移転を目的とした転用届出が3件です。青森市農業委員会事務処理規程第7条第1項第6号の規定に基づき、受理通知書交付済です。以上です。

○議長（西澤清光会長職務代理者）

事務局説明のとおりでありますので、ご了承願います。

○各委員

（了承）

○議長（西澤清光会長職務代理者）

報告第50号を議題とします。事務局説明願います。

（分室長 報告のみ朗読）

○事務局

説明させていただきます。本案は、農地の賃貸借契約の合意による無条件解約で2件です。以上です。

○議長（西澤清光会長職務代理者）

事務局説明のとおりでありますので、ご了承お願いいたします。

○各委員

（了承）

○議長（西澤清光会長職務代理者）

事務局、その他に何かありますか。

○事務局

（次回の月例総会は、7月10日（水）午後1時から浪岡中央公民館で開催予定の連絡）

○議長（西澤清光会長職務代理者）

これを持ちまして、第15回青森市農業委員会月例総会を閉会いたします。ご苦労様でした。